

令和 5 年 第 1 回 筑前町議会臨時会(初議会)会議録	
招集年月日	令和 5 年 2 月 1 日 (水)
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 会	令和 5 年 2 月 1 日 (水) 1 0 時 0 0 分
閉 会	令和 5 年 2 月 1 日 (水) 1 5 時 3 2 分
出席議員	<p>議長 田 中 政 浩 1 番 原 田 邦 男</p> <p>2 番 池 松 和 彦 3 番 原 口 博 文</p> <p>4 番 原 田 宏 5 番 木 村 和 彦</p> <p>6 番 石 橋 里 美 7 番 柳 雅 明</p> <p>8 番 山 本 一 洋 9 番 石 丸 時 次 郎</p> <p>1 0 番 奥 村 忠 義 1 1 番 山 本 久 矢</p> <p>1 2 番 河 内 直 子 1 3 番 寺 原 裕 明</p>
出席議員数	1 4 名
欠 席 議 員	な し
地方自治法 第121条 の規定によ り説明の為 に出席した 者の職氏名	<p>町 長 田 頭 喜 久 己 副 町 長 中 野 高 文</p> <p>教 育 長 宮 崎 敏 宏 総 務 課 長 川 波 剛</p> <p>企 画 課 長 亀 田 美 香 財 政 課 長 橋 本 照 美</p> <p>税 務 課 長 稲 葉 佳 奈 出 納 室 長 仲 村 浩 之</p> <p><small>住 民 課 長 人 権 ・ 同 和 対 策 室 長</small> 小 川 真 一 健 康 課 長 村 山 弥 生</p> <p>環 境 防 災 課 長 尾 畑 正 行 建 設 課 長 行 武 一 洋</p> <p>都 市 計 画 課 長 古 川 秀 志 農 林 商 工 課 長 堀 内 明</p> <p>上 下 水 道 課 長 岡 部 裕 行 福 祉 課 長 神 崎 英 昭</p> <p>こ だ も 課 長 八 尋 福 由 教 育 課 長 宮 崎 宣 匡</p> <p>生 涯 学 習 課 長 吉 浦 高 幸</p>
欠 席 者	な し
本会議に職 務のために 出席した者 の職氏名	<p>議会事務局長 山 本 孝</p> <p>議会事務局議会係長 田 中 晴 美</p>

会 議 録

令和5年第1回臨時会

令和5年2月1日（水）

事務局長	<p>皆様、おはようございます。</p> <p>議会事務局長の山本でございます。</p> <p>本臨時会は、一般選挙後、初めての議会となります。</p> <p>したがいまして、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなります。年長の石丸議員をご紹介します。</p> <p>石丸議員、議長席にどうぞお願いいたします。</p> <p>(石丸時次郎議員、議長席に着く)</p>
臨時議長	<p>ただいま紹介されました石丸です。</p> <p>地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。皆様のご協力により、無事任務を果たしたいと存じますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>本日の出席議員は14名です。</p> <p>定足数に達していますので、ただいまから令和5年第1回筑前町議会臨時会を開会します。</p> <p>これから本日の会議を開きます。</p> <p>議長選挙までの議事日程については、お手元に配付のとおりです。</p> <p style="text-align: right;">(10:00)</p>
日程第1	
臨時議長	<p>日程第1「仮議席の指定」を行います。</p> <p>仮議席は、ただいま着席の議席とします。</p> <p>ここで、町長から臨時会招集の挨拶をお願いいたします。</p> <p>どうぞ、田頭町長</p>
町長	<p>おはようございます。</p> <p>本日は令和5年第1回臨時会を招集しましたところ、全員ご出席いただき、ありがとうございます。</p> <p>まずは、令和5年2月1日付、筑前町議会議員にご就任おめでとうございます。</p> <p>本町は、先人が築かれてきた、食と平和を核とした「とかいなか」のまちづくりを推進しております。実現に向けては多くの課題もありますが、先人が築き上げられた筑前町にさらに磨きをかけ、未来につないでいくためにも、問題を共有しながら努力してまいりたいと考えております。</p> <p>今後のご指導をよろしくお願い申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
臨時議長	町長の挨拶が終わりました。
休憩	
臨時議長	<p>ここで暫時休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">(10:04)</p>
再開	
臨時議長	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(10:18)</p>
日程第2	
臨時議長	<p>日程第2「議長の選挙」を行います。</p> <p>選挙は投票で行います。</p> <p>ここで、議場出入口を閉鎖します。</p> <p>(議場の出入口を閉める)</p>

臨時議長	<p>ただいまの出席議員は14名です。</p> <p>次に、開票立会人を指名します。</p> <p>会議規則第30条第2項の規定によって、開票立会人は、 1番 寺原議員及び2番 奥村議員を指名します。</p> <p>投票用紙を配付します。</p> <p>(投票用紙配付)</p>
臨時議長	<p>念のため申し上げます。</p> <p>投票は、単記無記名です。</p> <p>投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票願います。</p> <p>投票用紙の配付漏れはありませんか。</p> <p>(配付漏れなし)</p>
臨時議長	<p>配付漏れなしと認めます。</p> <p>投票箱を点検します。</p> <p>(全議員席及び臨時議長席をまわり投票箱点検)</p>
臨時議長	<p>異常なしと認めます。</p> <p>それでは、投票用紙に記載をお願いいたします。</p> <p>(投票用紙に記載)</p>
臨時議長	<p>皆さん、記載されたでしょうか。</p> <p>(「はい」の声あり)</p>
臨時議長	<p>それでは、ただいまから投票を行います。</p> <p>1番議員から順番に投票願います。</p> <p>(1番議員から順次投票)</p>
臨時議長	<p>投票漏れはありませんか。</p> <p>(投票漏れなし)</p>
臨時議長	<p>投票漏れなしと認めます。</p> <p>これで、投票を終わります。</p> <p>続いて、開票を行います。</p> <p>寺原裕員及び奥村議員、演壇にて開票の立ち会いをお願いします。</p> <p>(開票)</p>
臨時議長	<p>選挙の結果を報告します。</p> <p>投票総数 14票 有効投票 13票 無効投票 1票 です。</p> <p>有効投票のうち 田中議員 8票 山本一洋議員 5票 以上のおりです。</p> <p>この選挙の法定得票数は、有効投票総数の4分の1以上ですので、4票です。</p> <p>したがって、田中議員が議長に当選されました。</p> <p>議場の出入口を開きます。</p> <p>(議場の出入口を開く)</p>
臨時議長	<p>ただいま議長に当選されました田中議員が議場におられます。</p> <p>会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をします。</p> <p>議長当選承諾及び挨拶を演壇にてお願いします。</p>

	田中議員
田中議員	<p>それでは、ただいま議員各位の皆様からご支援、ご支持の下、議長に就任することができました。心から感謝を申し上げます。</p> <p>先ほど所信表明で述べましたように、議会の一番大切な役割は、町民の皆様の声をいかにしてまちづくりに反映させるかだと感じております。すなわち、議員各位が持ち寄られました課題やテーマを議会にて十分議論し、その結果をもって、町長をはじめとする町執行部との議論を深めることと、そのことを通して、魅力と活気のあるまちづくりを一緒に進めていきたいと思っております。そのためには議員14名の皆様のご理解とご協力が何よりも必要でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>最後に、改めてチーム筑前町議会のリーダーとして、皆様方と一緒にまちづくりに努めていく思いでいっぱいでございます。このことを述べさせていただきます、簡単ではございますが、議長就任の挨拶とさせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p>
臨時議長	<p>以上で、臨時議長の職務を全て終了しました。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p> <p>それでは、田中議長、議長席にお着き願います。</p>
議長	それでは、ただいまより私が議長の職務を行います。
休憩	
議長	ここで暫時休憩をいたします。
	(10:34)
再開	
議長	それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。
	(10:50)
議長	これからの追加議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。
日程第1	
議長	<p>日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。</p> <p>本臨時会の会議録署名議員は、仮議席1番 寺原議員及び仮議席2番 奥村議員を指名いたします。</p>
日程第2	
議長	<p>日程第2「会期の決定」を議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本臨時会の会期は、本日2月1日の1日間としたいと思います。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、会期は本日2月1日の1日間と決定いたしました。</p>
休憩	
議長	ここで暫時休憩をいたします。
	(10:51)
再開	
議長	それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。
	(11:00)
日程第3	
議長	日程第3「副議長の選挙」を行います。

	<p>選挙は投票で行います。 ここで、議場出入口を閉鎖します。 (議場の出入口を閉める)</p>
議長	<p>ただいまの出席議員数は14名です。 次に、開票立会人を指名いたします。 会議規則第30条第2項の規定によって、開票立会人、 2番 奥村議員、4番 山本一洋議員を指名します。 投票用紙を配付します。 (投票用紙配付)</p>
議長	<p>念のために申し上げます。 投票は、単記無記名です。 投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票をお願いいたします。 投票用紙の配付漏れはありませんか。 (配付漏れなし)</p>
議長	<p>配付漏れなしと認めます。 投票箱を点検いたします。 (全議員席及び議長席をまわり投票箱点検)</p>
議長	<p>異常なしと認めます。 それでは、投票用紙に記載をお願いいたします。 (投票用紙に記載)</p>
議長	<p>皆さん、記載されましたでしょうか。 (「はい」の声あり)</p>
議長	<p>それでは、ただいまから投票を行います。 1番議員から順番に投票をお願いいたします。 (1番議員から順次投票)</p>
議長	<p>投票漏れはありませんか。 (投票漏れなし)</p>
議長	<p>投票漏れなしと認めます。 これで、投票を終わります。 続けて、開票を行います。 奥村議員及び山本一洋議員、演壇にて開票の立ち会いをお願いいたします。 (開票)</p>
議長	<p>それでは、選挙の結果を報告いたします。 投票総数 14票 有効投票 14票 有効投票のうち 木村議員 4票 寺原議員 10票 以上のとおりでございます。 この選挙の法定得票数は、有効投票総数の4分の1以上ですので、4票です。 よって、寺原議員は法定得票数を超え、最多得票数を得ております。したがって、 寺原議員が副議長に当選されました。 議場の出入口を開きます。 (議場の出入口を開く)</p>
議長	<p>ただいま副議長に当選されました寺原議員が議場におられます。</p>

	<p>会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をします。 副議長当選承認及び挨拶を演壇にてお願いをいたします。 寺原議員</p>
寺原議員	<p>ただいま皆様からのご賛同、ご支持を得まして、副議長に就任をさせていただきました寺原でございます。非常な重責を感じておりますが、皆様とともに、よりよい筑前町づくりのため、しっかりと頑張っていきたいと思います。どうぞ本当によろしくお願いを申し上げます。</p> <p>先ほど所信表明の中で、「議長を補佐し」ということを申し上げましたが、これはもう少しきちんと申し上げておく必要があります。経験豊富な田中議長に、副議長が初めてになります私が補佐をすると。とても、いろいろ教えていただかなければならない立場でございます。可及的速やかに補佐をすることができるよう、しっかり私は頑張っていきたいと思っております。何とぞ皆様とご一緒に、この筑前町づくりに取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。</p> <p>誠にありがとうございました。</p>
休憩	
議長	<p>それでは、ここで暫時休憩をいたします。</p> <p style="text-align: right;">(11:12)</p>
再開	
議長	<p>それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(14:39)</p>
日程第4	
議長	<p>日程第4「議席の指定」を行います。 議席は、お手元にお配りしました議席表のとおり指定します。</p>
日程第5	
議長	<p>日程第5「常任委員会委員の選任」を行います。 お諮りします。 常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。 これにご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 したがって、常任委員会委員は、お手元に配付した名簿のとおり選任することに決定をいたしました。</p>
日程第6	
議長	<p>日程第6「議会運営委員会委員の選任」を行います。 お諮りします。 議会運営委員会委員の選任について、委員会条例第8条第4項の規定により、 寺原議員 柳議員 山本一洋議員 原口議員 河内議員 以上のとおり指名したいと思います。 これにご異議ありませんか。 (異議なし)</p>

議長	異議なしと認めます。 したがって、議会運営委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定をいたしました。
休憩	
議長	常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長の互選については、委員会条例第9条第2項の規定により、委員会で互選することになっております。 委員会を開催し、正副委員長の互選を行うため、ここで暫時休憩をいたします。 (14:40)
再開	
議長	それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。 (14:47)
議長	諸般の報告を行います。 各常任委員会及び議会運営委員会において正副委員長の互選が行われましたので、ご報告をします。 総務建設常任委員会の委員長に柳議員、副委員長に原口議員。 文教厚生常任委員会の委員長に山本一洋議員、副委員長に河内議員。 議会運営委員会の委員長に寺原議員、副委員長に柳議員がそれぞれ互選されました。 以上で諸般の報告を終わります。
日程第7	
議長	日程第7 発議第1号「議会広報特別委員会設置に関する決議」を議題とします。 本件について説明を求めます。 石橋議員
石橋議員	発議第1号「議会広報特別委員会設置に関する決議」をいたします。 上記の議案を会議規則第13条第1項の規定により、別紙のとおり提出いたします。 提出者 石橋里美 賛成者 原田邦男議員、池松和彦議員、原口博文議員、原田宏議員、河内直子議員です。 提案理由の説明を申し上げます。 議会広報は議会と住民を結ぶかけ橋であり、議会の審議・活動状況を広く住民に知らせる重要な役割を担っております。 この議会広報の充実強化を図り、編集委員として十分な活動ができるようにするため、地方自治法上の根拠を有する議会広報特別委員会を設置するものであります。 議会広報特別委員会設置の内容につきましては、 1. 名称 議会広報特別委員会 2. 設置の根拠 地方自治法第109条及び筑前町議会委員会条例第5条 3. 目的 議会広報の編集及び発行に関する調査 4. 委員の定数 6人 5. 任期 調査終了まで、でございます。 以上、提案理由の説明を終わります。
議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議長	質疑ないようです。

	これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議長	討論なしと認めます。 これから、発議第1号「議会広報特別委員会設置に関する決議」を採決します。 発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議長	挙手全員です。 したがって、発議第1号「議会広報特別委員会設置に関する決議」は原案のとおり可決されました。 資料を今からお配りします。 (資料配付)
日程第8	
議長	日程第8「議会広報特別委員会委員の選任」を行います。 お諮りします。 議会広報特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、 石橋議員 原田邦男議員 池松議員 原口議員 原田宏議員 河内議員 以上のとおり指名したいと思います。 これにご異議ありませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。 したがって、議会広報特別委員会は、ただいま指名したとおり選任することに決定をいたしました。
休憩	
議長	議会広報特別委員会正副委員長の互選については、委員会条例第9条第2項の規定により、委員会で互選することになっております。 委員会を開催し、正副委員長の互選を行うため、ここで暫時休憩をいたします。 (14:54)
再開	
議長	それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。 (15:01)
議長	諸般の報告を行います。 議会広報特別委員会において正副委員長の互選が行われましたので、報告をします。 議会広報特別委員会の委員長に石橋議員、副委員長に池松議員がそれぞれ互選されました。 以上で諸般の報告を終わります。
日程第9	
議長	日程第9「甘木・朝倉広域市町村圏事務組合議会議員の選挙」を行います。 甘木・朝倉広域市町村圏事務組合規約第5条第1項の規定により、組合議会議員

	<p>の選挙を行います。 お諮りします。 選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 したがって、選挙の方法については、指名推選で行うことに決定をいたしました。 お諮りします。 指名の方法は、議長が指名することにしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 したがって、指名の方法は、議長が指名することに決定をいたしました。 甘木・朝倉広域市町村圏事務組合議会議員に、 田中議員 寺原議員 柳議員 原田宏議員 を指名します。 お諮りします。 ただいま議長が指名しました、 田中議員 寺原議員 柳議員 原田宏議員 を当選人と定めることにしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 したがって、ただいま指名いたしました、 田中議員 寺原議員 柳議員 原田宏議員 が甘木・朝倉広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。 会議規則第31条2項の規定により、当選の告知をします。</p>
日程第10	
議長	<p>日程第10「甘木・朝倉・三井環境施設組合議会議員の選挙」を行います。 甘木・朝倉・三井環境施設組規約第5条第1項の規定により、筑前町から3名選出であります。同規約第5条第2項の規定により、3名のうち2名については議長と副議長をもって充て、1名を議員のうちから選挙することになっております。 したがって、1名の組合議会議員選挙を行います。 お諮りします。 選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。</p>

	<p>これにご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 したがって、選挙の方法については、指名推選で行うことに決定をいたしました。 お諮りします。 指名の方法は、議長が指名することにしたと思います。 これにご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 したがって、指名の方法は、議長が指名することに決定をいたしました。 甘木・朝倉・三井環境施設組合議会議員に、 原口議員 を指名します。 お諮りします。 ただいま議長が指名した、 原口議員 を当選人と定めることにしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 したがって、ただいま指名しました、 原口議員 が甘木・朝倉・三井環境施設組合議会議員に当選されました。 会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。</p>
日程第11	
議長	<p>日程第11「筑慈苑施設組合議会議員の選挙」を行います。 筑慈苑施設組合規約第5条第2項の規定により、組合議会議員の選挙を行います。 お諮りします。 選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選に したいと思います。 これにご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 したがって、選挙の方法については、指名推選で行うことを決定いたしました。 お諮りします。 指名の方法は、議長が指名することにしたと思います。 これにご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 したがって、指名の方法は、議長が指名することに決定いたしました。 筑慈苑施設組合議会議員に、 木村議員 原田邦男議員 を指名します。 お諮りします。 ただいま議長が指名した、</p>

	<p>木村議員 原田邦男議員 を当選人と定めることにしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 したがって、ただいま指名いたしました、 木村議員 原田邦男議員 が筑慈苑施設組合議会議員に当選されました。 会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をします。</p>
日程第12	
議 長	<p>日程第12「福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙」を行います。 福岡県介護保険広域連合規約第8条第1項の規定により、議会の議員及び長の中から一人選出となっており、ただいまから広域連合議会議員の選挙を行います。 お諮りします。 選挙の方法について、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 したがって、選挙の方法については、指名推選で行うことに決定をいたしました。 お諮りします。 指名の方法は、議長が指名することにしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 したがって、指名の方法は、議長が指名することに決定をいたしました。 福岡県介護保険広域連合議会議員に、 河内議員 を指名します。 お諮りします。 ただいま議長が指名した、 河内議員 を当選人と定めることにしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 したがって、ただいま指名いたしました、 河内議員 が福岡県介護保険広域連合議会議員に当選されました。 会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をします。</p>
日程第13	
議 長	<p>日程第13「両筑衛生施設組合議会議員の選任」を行います。 お諮りします。 両筑衛生施設組合議会議員の選任については、組合規則第5条の規定により、議</p>

	<p>長及び主管常任委員長となっており、 議長の田中 文教厚生常任委員長の山本一洋議員 を指名したいと思います。 これにご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 したがって、両筑衛生施設組合議会議員は、ただいま指名したとおり選任することに決定をいたしました。</p>
日程第14	
議 長	<p>日程第14「福岡県南広域水道企業団議会議員の選任」を行います。 お諮りします。 福岡県南広域水道企業団議会議員の選任については、企業団規約第5条第2項の規定により、関係団体の議会の長をもって充てるとなっており、 議長の田中 を指名したいと思います。 これにご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 したがって、福岡県南広域水道企業団議会議員は、ただいま指名したとおり選任することに決定をいたしました。</p>
日程第15	
議 長	<p>日程第15「町長からの提案理由の説明」を求めます。 田頭町長</p>
町 長	<p>本日提案します議案3案件の提案理由の説明を申し上げます。 同意第1号、筑前町監査委員の選任につき同意を求めることについては、山本一洋委員の任期満了に伴い、後任の選任について同意を求めるものであります。 報告第1号、専決処分報告につきましては、筑前町朝日地内での事故について損害を賠償し、示談するにあたり、地方自治法の規定により専決処分としたので報告するものです。 承認第1号、専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、出産・子育て応援交付金事業に係る費用について、筑前町一般会計予算を補正する必要が生じたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分を行ったものです。 以上、ご提案申し上げますので、慎重にご審議をいただき、賛同賜りますようお願い申し上げます。 本日は、冒頭の挨拶並びに提案理由の説明といたします。 よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>町長の提案理由の説明が終わりました。</p>
日程第16	
議 長	<p>日程第16 同意第1号「筑前町監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。 地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められますので、石丸議員の退席を求めます。 (石丸時次郎議員退席)</p>
議 長	<p>それでは、説明を求めます。 総務課長</p>

総務課長	<p>議案書の2ページの差し替え分といたしまして、資料を同意第1号でお配りをしておるかと思しますので、そちらの資料をお手元にご準備願いたいと思います。</p> <p>同意第1号「筑前町監査委員の選任につき同意を求めることについて」 筑前町監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>住 所 福岡県朝倉郡筑前町 氏 名 石丸時次郎 生年月日</p> <p>提案理由につきましては、先ほど町長が説明したとおりでございます。</p> <p>よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑ないようです。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>同意第1号「筑前町監査委員の選任につき同意を求めることについて」を採決します。</p> <p>同意第1号は、これに同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、同意第1号「筑前町監査委員の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに決定をいたしました。</p> <p>石丸議員は席に戻っていただきます。</p> <p>(石丸時次郎議員着席)</p>
日程第17	
議 長	<p>日程第17 報告第1号「専決処分の報告について (筑前町朝日地内での事故)」を議題とします。</p> <p>報告を求めます。</p> <p>財政課長</p>
財政課長	<p>議案書の3ページをお願いします。</p> <p>報告第1号「専決処分の報告について」</p> <p>地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。</p> <p>本日付、町長名です。</p> <p>4ページをお願いします。</p> <p>令和4年専決第12号、専決処分書。</p> <p>地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。</p> <p>令和4年12月13日に専決処分したものです。</p> <p>事 故 名 筑前町朝日地内での事故 事 故 発 生 日 令和4年10月6日</p>

	<p>事故の相手方 町外居住者</p> <p>事故の概要 令和4年10月6日、筑前町朝日地内において、派遣職員の運転する公用車（ちくちゃんバス）と往来中の車両が接触したものです。</p> <p>損害賠償額（対物） 88万9,200円</p> <p>先ほど、事前に事故の状況を説明いたしましたが、その際に「点滅信号」と申し上げたところ、押しボタン式の信号でございました。申し訳ございません、訂正いたします。</p> <p>賠償額につきましては、本町が加入しています全国自治協会の自動車共済保険から支払い済みでございます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
議長	<p>質疑ないようです。</p> <p>これで本件の報告を終わります。</p>
日程第18	
議長	<p>日程第18 承認第1号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和4年度筑前町一般会計補正予算（第11号）」を議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>財政課長</p>
財政課長	<p>議案書の5ページをお願いします。</p> <p>承認第1号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。</p> <p>本日付提出、町長名です。</p> <p>提案理由は、町長説明のとおりでございます。</p> <p>6ページです。</p> <p>令和5年専決第1号、専決処分書。</p> <p>令和4年度筑前町一般会計補正予算（第11号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。</p> <p>令和5年1月10日に専決処分したものです。</p> <p>別冊の令和4年度筑前町一般会計補正予算（第11号）をお願いします。</p> <p>1ページをご覧ください。</p> <p>令和4年度筑前町の一般会計補正予算（第11号）は次に定めるところによる。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,436万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ138億7,951万円とするものです。</p> <p>今回の補正は、出産・子育て応援交付金事業予算を増額補正するものです。</p> <p>事項別明細書で説明いたします。</p> <p>7ページをお開きください。</p> <p>歳出です。</p> <p>4款1項2目母子衛生費、補正額3,436万7,000円の増額です。</p> <p>1節報酬46万5,000円の増は、会計年度任用職員2か月分の報酬です。</p> <p>8節旅費1万6,000円の増は、会計年度任用職員の費用弁償1万2,000円、</p>

	<p>普通旅費4,000円です。</p> <p>10節需用費14万2,000円の増は、コピー用紙等の消耗品費12万8,000円、返信用封筒の印刷製本費1万4,000円です。</p> <p>11節役務費14万4,000円の増は、申請書発送経費などの通信運搬費です。</p> <p>18節負担金補助及び交付金3,360万円の増は、妊娠・子育て世帯等に対する応援ギフトです。</p> <p>次に、歳入です。</p> <p>6ページをお願いします。</p> <p>17款2項3目民生費県補助金、2節児童福祉費補助金2,863万8,000円は、出産・子育て応援交付金です。</p> <p>20款2項1目基金繰入金、1節財政調整基金繰入金572万9,000円は、財政調整基金を繰り入れるものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>柳議員</p>
柳議員	<p>質問させていただきます。</p> <p>出産・子育て応援交付金の実施についての資料なんですけれども、2つの質問と1つの提案をさせていただきます。</p> <p>令和4年度2次補正予算が1,267億円なんですけれども、令和5年度の予算案は370億円と大幅に減少しているんですけれども、内訳が分かったらお教えてください。</p>
議長	健康課長
健康課長	<p>お答えいたします。</p> <p>議員の言われてある分は、国の予算の規模のことでいらっしゃると思いますけれども、令和4年度についてはシステム構築費というものがございまして、こちらについてはまだ当町3月の補正予算のほうで提案させていただく予定になっておりますが、システム構築費として10分の10の国の負担があるというところの部分と、第2次補正予算については令和5年の9月までの交付金についての予算を国としては計上してありますので、その分の違いとなっております。</p>
議長	柳議員
柳議員	<p>2つ目の質問ですけれども、補正予算書を見ると、572万9,000円が一般財源として支出されているんですけれども、これは、要は人件費と事務費だけですよ。あとは全部、国庫支出金の2,863万8,000円というふうになっているんですけれども、町からの上乗せ分はお考えになっていらっしゃるんですか。町からは全然、これには上乗せがないような感じがするんですけれども。</p>
議長	健康課長
健康課長	<p>お答えいたします。</p> <p>現時点においては、まず、ほかの自治体と同様、国の補正予算に合わせた5万円の給付を、まずは早期に対象者の方にお手元に届けさせていただくということで、町の上乗せについては現時点では考えておりません。</p> <p>以上です。</p>
議長	柳議員
柳議員	最後の、これはご提案ですけれども、出生率というか、当町もそうなんですけれ

	ども、少子高齢化なんですよ。それで、子どもさんはやはり増やさなければ、増えてもらわなければいけないということで、出生率を向上させるためには、やっぱりもう少し上乗せして、町としてもこんなに頑張っているんだよというふうなことを見せたらどうなのかなというふうに思います。これは全然ないんで。それでお願いですけれども、令和5年度の予算で上乗せが、もしお考えがあったらよろしくお願ひしたいと思っております。
議 長	健康課長
健康課長	お答えいたします。 議員のご意見については貴重なご意見と承りまして、今後検討させていただきたいと思っております。
議 長	河内議員
河内議員	一般財源見込額調ですけれども、積立金の財政調整基金、これは常々、町長は20億は財政調整基金に積み立てたいということで、既に1億3,600万円余りオーバーしています。これは町独自の施策とか町民のために、ぜひ取り崩してでも使っていただきたいと思いますが、お考えをお尋ねします。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 基金の有効活用につきましては、議員の質問のとおりでございますけれども、特に令和4年度につきましては、コロナ創生交付金等々がかなり交付をされました。その分で、本来、一般単独事業でやるべきような事業をこの補助費を使ってやるのができたと、そういったこともありまして、幾らか財政調整基金が増額になったということでもあります。 しかしながら、本町の将来の財政事情を考えますときに、ため池問題、さらには子育て問題、様々に人口増によるコストの問題、様々ございますので、20億円程度ということで、これぐらいの額は十分キープしておきたいと、そのように考えます。
議 長	河内議員
河内議員	20億程度で、もう21億になっているんですから、その1億何千万円かは町民のためにぜひ使っていただきたいと思います。
議 長	回答ありますか。 田頭町長
町 長	お答えいたします。 財源は貴重な町民の方々から頂いた、あるいは国からの交付金でございます。有効に活用できるよう、十分内容を検討して進めていきたいと思っております。
議 長	ほかに質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑をこれで終わります。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、承認第1号「専決処分を報告し、承認を求めることについて(令和4年度筑前町一般会計補正予算(第11号))」を採決します。 本件について承認することに賛成の方、挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。

	したがって、承認第1号は承認することに決定をいたしました。
日程第19	
議長	<p>日程第19「議会運営委員会の閉会中の所掌事務継続調査申出書」を議題とします。</p> <p>議会運営委員会委員長から、会議規則第73条の規定によって、お手元に配付したとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。</p> <p>お諮りします。</p> <p>委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。</p>
日程第20	
議長	<p>「常任委員会の閉会中の所管事務継続調査申出書」を議題とします。</p> <p>各常任委員会委員長から、会議規則第73条の規定によって、お手元に配付したとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。</p> <p>お諮りします。</p> <p>各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。</p>
日程第21	
議長	<p>日程第21「議会広報特別委員会の閉会中の所管事務継続調査申出書」を議題とします。</p> <p>議会広報特別委員会委員長から、会議規則第73条の規定によって、お手元に配付したとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。</p> <p>お諮りします。</p> <p>委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしですか。</p> <p>したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。</p>
閉会	
議長	<p>本臨時会の会議に付託された事件は全て終了いたしました。</p> <p>町長、ご挨拶がありますでしょうか。</p> <p>田頭町長</p>
町長	<p>お礼を申し上げます。</p> <p>新議会体制での初日がスタートいたしました。目的はただ一つ、住民の幸福追求でございます。ぜひ議会、執行部、そして、何はともあれ、住民のために一緒になって力を合わせて頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>お礼の言葉に代えさせていただきます。</p> <p>お疲れさまでした。</p>
議長	町長からの挨拶が終わりました。

会議を閉じます。
令和5年第1回筑前町議会臨時会を閉会します。
お疲れさまでした。

(15:32)

上記会議の経過を記載し、その相違ないことを
証するために署名する。

議長 田中政浩

臨時議長 石丸 研次郎

13番 議員 寺原 裕明
(仮議席 1番)

10番 議員
(仮議席 2番)

奥村 忠義